

議案第11号

二宮町教科用図書採択検討委員会条例を別紙のように制定する。

平成31年2月26日提出

二宮町長 村田 邦子

[提案理由]

町の附属機関の見直しにより、二宮町教科用図書採択検討委員会は、附属機関として整理し、条例で設置することに伴い、本条例を制定するために提案する。

二宮町教科用図書採択検討委員会条例

(設置)

第1条 二宮町立学校（以下「町立学校」という。）において使用する教科用図書の採択に関し、二宮町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問等に応ずるため、二宮町教科用図書採択検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、教育委員会が行う教科用図書採択に係る必要な事項の調査研究及び協議を行い、その内容を教育委員会に報告する。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員 12 名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 町立学校の校長の代表者
- (2) 町立学校の教頭の代表者
- (3) 町立学校の教員の代表者
- (4) 町立学校の保護者の代表者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命した日から当該年度の 3 月 31 日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に、委員長及び副委員長それぞれ 1 名を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 任期の最初の会議は、前項の規定にかかわらず、教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が招集する。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で議決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

（教育長及び教育委員の出席）

第7条 教育長及び教育委員は、教科用図書の採択の参考とするため、委員長の許可を得て検討委員会に出席することができる。

（調査員）

第8条 検討委員会には、調査員を置くことができる。

2 調査員の職務その他必要な事項は、別に定める。

（委員等の公正確保）

第9条 委員及び調査員は、教科用図書採択に直接の利害関係を有しない公正な立場の者をもって、これに充てる。

2 委員及び調査員が前項に反するに至った場合には、その任を解くものとする。

（庶務）

第10条 検討委員会の庶務は、教育委員会教育部教育総務課において処理する。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、検討委員会の運営に関する必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の一部改正）

2 特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例（昭和31年二宮町条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表第1学校運営協議会委員の項の次に次のように加える。

教科用図書採択検討委員会委員	/	6,200円
----------------	---	--------

(議案第11号) 特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後		改正前	
別表第1		別表第1	
職名	報酬額	職名	報酬額
(略)			
学校運営協議会委員	// 6,200円	学校運営協議会委員	// 6,200円
教科用図書採択検討委員会委員	// 6,200円	表彰審査委員会委員	// 6,200円
表彰審査委員会委員	// 6,200円	(略)	
(略)			